

**令和8年度 神奈川区会計年度任用職員
こども家庭支援課 心理相談業務 募集案内**

◆業務内容、応募資格、募集人員及び勤務場所

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 主に未就学児の心理評価（発達評価）と養育者への支援（乳幼児健康診査における集団指導及び事後の心理個別相談） (2) 子どもの養育に困難を抱える保護者に対する臨床心理的な観点からの相談及び支援業務（面接相談、電話相談、家庭訪問等） (3) 研修等の講師（親になることの準備教育、子育て支援に関わる訪問員への研修等） (4) その他職員に準ずる相談及び支援業務 <p>※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）</p>
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 令和8年4月1日現在中学卒業以上の方 (2) 公認心理師、臨床心理士又は臨床発達心理士のうち、いずれかの資格を有する者 <p>※相談機関等で、新版K式発達検査、田中ビネー知能検査の業務経験のある方が望ましい</p>
募集人員	1名
勤務場所	神奈川区役所福祉保健センターこども家庭支援課 所在地：神奈川区広台太田町3－8

◆勤務条件等

身分	横浜市一般職非常勤職員（地方公務員法第22条の2）
雇用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。（最大4回）
勤務日	月～金曜日のうち所属長が定める週4日（週30時間） ※ 勤務を要しない日は、日曜日、土曜日、祝日及び年末年始の休庁期間及び所属長が指定する週1日
勤務時間	午前8時45分から午後5時15分まで（休憩時間1時間を含む）
給与等	<ul style="list-style-type: none"> ・月額 277,700円、※令和7年度実績（変動の可能性あり） ・期末・勤勉手当（横浜市基準に従い支給） ・通勤費用（実費相当額支給 上限あり）
社会保険	雇用保険、厚生年金保険及び健康保険（横浜市職員共済組合）に加入
休暇	年次休暇、夏季休暇等
その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。	

◆申込方法

申込書類	(1)会計年度任用職員申込書（第1号様式） (2)申込書別紙 (3)作文用紙 ※活字での作成も可とします。 ※手書きの場合、鉛筆（消えるボールペン含む）は使用不可とします。 (4)応募資格(2)の資格が確認できるもの（公認心理師の登録証又は臨床心理士若しくは臨床発達心理士資格認定証の写し） ※(1)、(2)、(3)の各様式は、下記ホームページからダウンロードできるもの、または神奈川区役所こども家庭支援課窓口で配布するものを使用してください。 ➤ ホームページ 【神奈川区】会計年度任用職員（こども家庭支援課 心理相談業務）（月額職） 募集案内（令和8年4月1日採用） https://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kusei/saiyo/shinrisoudan.html ※ 収集した個人情報は、採用選考においてのみ使用します。 ※ 提出された書類は返却いたしません。
提出期限	上記の必要書類を、神奈川区こども家庭支援課に提出してください。 【令和8年2月13日（金）必着】 ※窓口持参の場合、月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時までの区役所開庁時間内にご持参ください。 ※郵送も可としますが、郵便事情による事故等については責任を負えません。郵送の場合は令和8年2月13日（金）必着になります。

◆選考方法

選考方法	一次選考 書類選考 二次選考 面接試験
日 程	一次選考の結果通知 令和8年2月19日（木）までに結果通知を郵送予定です。 (お問い合わせにはお答えできません。) 二次選考 令和8年2月27日（金）（予定）の指定する日時 (面接の日時及び場所等については、一次選考結果通知の際にお知らせします。)
採用通知	<ul style="list-style-type: none">採用内定者には、令和8年3月上旬に結果通知を郵送予定です。 (お問い合わせにはお答えできません。)採用内定者は、採用後3か月以内に雇入時健康診断を受診していただきます。

◆申込・問合せ先

神奈川区こども家庭支援課 別館3階 304 窓口 TEL 045-411-7112 担当：吉田、竹内 <郵送の場合> 〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 神奈川区こども家庭支援課 会計年度任用職員（心理相談業務）採用担当宛
--

※本件は、令和8年度横浜市予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。

議決されないときは、採用は成立しません。